

2008年 4月24日

「大間原発原子炉設置許可処分」に対する異議申立人になって下さい

大間原発訴訟の会

代表 竹田とし子

〒040-0003 函館市松陰町1-12

函館YWCA内

連絡先 tel&fax 0138-51-9718

2008年4月23日、甘利明経済産業大臣が電源開発㈱に「大間原発」の原子炉設置許可を出しました。

私たち「大間原発訴訟の会」は、大間原子力発電所（138万3千KW）は燃料にウランとプルトニウムを混ぜたMOX（モックス）を世界で初めて全炉心に使用するABWR（改良型沸騰水型軽水炉）であり、MOXという取り扱いの難しい物質を燃料にして実験もしないで動かすことは非常に危険であること、大間原子力発電所建設予定地内外及び津軽海峡に断層があること、同予定地は北海道と本州を結ぶ火山帯の上にあること等を指摘してきました。

また、毎秒91トンの温廃水が津軽海峡で蒸発霧（ケアラシ）を発生させないこと、漁業に被害を与えないことを証明するよう求めてきました。ところが昨年の新潟県中越沖地震から8カ月、東京電力柏崎刈羽原発震災の全容解明がまだ行われておらず、地震解析に必要な地震波等が公表されていない段階で、大間原子力発電所の原子炉設置許可を出したことはあまりにも拙速であり、許可ありきの誹りを免れないと考えます。

大間原子力発電所の炉心予定地から約300mに未買収の土地があり、そこに農業をする女性がいるにもかかわらず原子炉設置を許可することは、国による暴挙であり断じて許されることではありません。

以上のことから、私たち「大間原発訴訟の会」は、大間原子力発電所原子炉設置許可に対して異議申立を行うことにしました。たくさんの方に異議申立人になっていただきたく、お願い申し上げます。ご賛同いただける方は、別紙の異議申立「委任状」に署名、捺印してご提出下さい。尚、原子炉設置許可がおりてから60日以内に異議申立をしなければなりませんので、2008年5月31日を提出締切日とさせていただきます。

以上

「大間原発の原子炉設置許可処分」に対する 異議申し立て「委任状」記載の注意事項

- 1 この委任状は、成人であればどなたでも記入していただけます。
- 2 委任者の住所は、都道府県名から始め、省略しないで詳細に記入して下さい。

(例) 北海道函館市堀川町1丁目2番3号 いろはマンション4号室
- 3 委任者氏名は必ずご本人が書いて下さい。
- 4 印鑑は2か所に押して下さい。1か所は委任者氏名の右の印のところに、もう1か所は用紙の左端に押して下さい。認め印でもかまいませんが、家族でも別々の印鑑をお使い下さい。尚、いわゆる拇印は認められません。
- 5 この「異議申し立ての委任」に、個人による費用負担はありません。
- 6 「異議申し立て」は、設置許可処分から60日以内に行う必要がありますので、5月31日までに下記にお届け下さい。
- 7 この「異議申し立て」によってすぐに裁判になるわけではありません。将来行政訴訟を起こす場合は「異議申し立て」を行った方しか原告になれません。

また、「大間原発訴訟の会」では、別に民事訴訟も準備しています。民事訴訟の原告は、あらためて募集します。

以上ですが、不明な点は下記までお問い合わせ下さい。

お問い合わせ、及び送付先

大間原発訴訟の会

〒040-0003函館市松陰町1-12函館YWCA内

電話・FAX 0138-51-9718